

報告事項ア

件名	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
提出理由	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告します。
概要	<p>1 専決処理を行った理由</p> <p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について緊急に処理する必要があるため、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。</p> <p>2 専決処理等の状況</p> <p>(1) 専決処理日 令和3年1月26日</p> <p>(2) 規則の公布日 令和3年1月29日</p> <p>3 改正の内容</p> <p>(1) 非常勤の学校職員（会計年度任用職員）の通院休暇及び通勤緩和休暇を、無給の特別休暇から有給の特別休暇に改める。</p> <p>(2) その他規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和3年2月1日</p>

(県立学校人事課)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第二十二條第二項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二條第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

三 第十二條第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

第二十二條第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同條第五項中「第二項第三号」を「第二項第五号」に改め、同條第九項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第六号及び第七号」に改め、同條第十項中「第三項第十号及び第十一号」を「第三項第八号及び第九号」に改め、同條第十一項中「第三項第十号」を「第三項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

新

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

旧

第一条～第八条の二 (略)
 第八条の三 (略)
 2～4 (略)
 5 条例第十三条第一項ただし書の県教育委員会規則で定めるものは、
 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第六条第一項第一号の規定により一年を超えない任期を定めて採用される常勤職員とし、県教育委員会規則で定める年次休暇の日数は、別表第二のとおりとする。
 第八条の四～第二十一条 (略)
 第二十二条 (略)
 2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
 一 (略)
 二 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内
 内が必要と認められる期間
 三 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内
 内が必要と認められる期間
 四～九 (略)
 3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
 一・二 (略)
 (削る。)
 (削る。)
 三～十一 (略)
 4 (略)
 5 第二項第五号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六

第一条～第八条の二 (略)
 第八条の三 (略)
 2～4 (略)
 5 条例第十三条第一項ただし書の県教育委員会規則で定めるものは、
 育児休業法第六条第一項第一号の規定により一年を超えない任期を定めて採用される常勤職員とし、県教育委員会規則で定める年次休暇の日数は、別表第二のとおりとする。
 第八条の四～第二十一条 (略)
 第二十二条 (略)
 2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
 一 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 二～七 (略)
 3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
 一・二 (略)
 三 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内
 内が必要と認められる期間
 四 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内
 内が必要と認められる期間
 五～十三 (略)
 4 (略)
 5 第二項第三号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六

月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6～8 (略)

9 第三項第六号及び第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限る。取得することができる。

10 前項の規定は、第三項第八号及び第九号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「二年」と読み替えるものとする。

11 第三項第八号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

別表第一～別表第三 (略)

月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6～8 (略)

9 第三項第八号及び第九号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限る。取得することができる。

10 前項の規定は、第三項第十号及び第十一号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

11 第三項第十号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

別表第一～別表第三 (略)